

貯蓄預金

令和元年10月1日現在

1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・適用金利は金利情勢より変動します。 ・10万円以上をⅡ型、30万円以上をⅠ型の2段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫の所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 手数料	・30万円以上のⅠ型については、1カ月間(毎月1日から月末まで)に5回を超えて払出しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払出しについて、110円(消費税含む)の手数料を徴求します。 ・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください)
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時～17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、富山県弁護士会(076-421-4811)、金沢弁護士会(076-221-0242)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。

預金13